

一般社団法人日本キャップ野球協会 令和7年度定時社員総会資料

開催年月日：令和8年6月27日
21:15～22:00

開催場所：東京都港区南青山2-2-15 WIN青山531
（オンライン使用）

一般社団法人日本キャップ野球協会
令和7年度定時社員総会

資料目次

【議案】

1. 令和7年度の事業報告・監査報告および決算報告承認
 - 1.1. 令和7年度事業報告・監査報告
 - 1.2. 令和7年度決算報告
2. 定款一部変更
 - 2.1. 定款の一部変更
3. 役員選任
 - 3.1. 理事選任候補者
 - 3.2. 監事選任候補者

【報告】

1. 令和8年度の事業計画書

第1号議案
令和7年度の事業報告・監査報告および決算報告承認

(1) 令和7年度事業報告・監査報告

(2) 令和7年度決算報告

令和7年度の決算報告

(1) 令和7年度決算報告

※別資料「令和7年度会計報告」参照

第2号議案 定款一部変更

(1) 定款の一部変更

定款一部変更

(1) 定款の一部変更

当協会の現行定款における文言の矛盾を解消し、あわせて一般社団法人法に準拠したより適切な組織運営を行うため、定款の一部を以下の通り変更したい。

変更の内容

1. 会員除名手続きの明確化(第9条、第12条、第17条)

議決権のない一般会員の除名は理事会決議、協力・特別会員の除名は総会特別会議と整理する。

2. 社員総会の議決権行使方法の追加(第17条)

議決権行使にあたって、書面だけでなく電磁的方法での行使が可能にできるように追加し、文言を整理する。

3. 会長の職務に関する誤記の修正(第21条)

「会長は(中略)会長に委任できる」という誤記を、理事に委任できると修正する。

4. 議事録への署名規定の修正(第31条)

法令に基づき、議事録への署名規定を代表理事に修正する。

※参考 新旧対照表

第9条

(旧)会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の決議によって当該会員の会員資格を停止、又は除名することができる。(以下略)

(新)会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員については社員総会の特別決議によって、それ以外の会員については理事会の決議によって当該会員の会員資格を停止、又は除名することができる。(途中省略)

2 前項の規定により社員を除名しようとする場合は、当該社員に対し、社員総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、総会において弁明の機会を与えなければならない。(追加)

第12条

(旧)社員総会は次の事項について決議する。

- (1) (省略)
- (2) 会員の除名
- (以降省略)

(新)社員総会が次の事項について決議する。

- (1) (変更なし)
- (2) 社員の除名
- (以降変更なし)

第17条2項

(旧)前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (以降省略)

(新)前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (以降省略)

目的:社員の除名は社員総会の特別決議によってのみ行えることと、社員の除名にあたっては弁明の機会を確保することが法律で定められているが、それを正しく反映していなかったため。また、一般会員については迅速な運営のため理事会での決議とする。この変更に合わせて、各条項を整理する。

第17条3項

(旧)社員総会に出席することができない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって決議し、又は委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、他の社員を代理人として決議を委任することができる。この場合において、第1項の規定の適用については、その社員は出席したものとみなす。

(新)社員総会に出席することができない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって議決権を行使し、又は書面若しくは電磁的方法により、他の社員を代理人として決議を委任することができる。この場合において、第1項の規定の適用については、その社員は出席したものとみなす。

第17条4項

(削除)

目的:社員総会において、電磁的方法を用いた事前の議決権行使、および委任状の提出を可能とし、利便性向上と総会運営事務の効率化を図るため、規定を整理・変更する。

第21条

(旧)会長は、当協会を代表し、運営の統括的な指針を示し、また、その業務の一部を、理事会の承認を経て、会長に委任できる。

(新)会長は、当協会を代表し、運営の統括的な指針を示し、また、その業務の一部を、理事会の承認を経て、各理事に委任できる。

目的:会長は会長に委任できるという矛盾のある記載となっていたため、意味の通るように文章を修正する。

第31条

(旧)(1項省略)

2 出席した会長又は副会長及び監事は、前項の議事録に署名若しくは記名押印又は電子署名する。

(新)(1項変更なし)

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名若しくは記名押印又は電子署名する。

目的:一般社団法人法が定める義務に文言を一致させる。

第3号議案 役員選任

(1)役員選任候補者

役員選任

(1) 理事の人事の件

理事全員が本総会終結の時をもって任期満了、および退任する。ついては、本社員総会終結の時をもって下記の理事を選任したい。

記

1. 佐藤 宏紀
2. 中尾 匠海
3. 宮城 琉生
4. 有川 海凧
5. 奥村 仁翔
6. 木下 弦
7. 河内 太郎
8. 五島 俊輔
9. 須藤 智哉
10. 曾根 旺介
11. 竹下 明雄
12. 中野 真尋
13. 仲山 晴也
14. 蓮沼 理人
15. 横田 一樹

(2) 監事の人事の件

監事1名が本総会終結の時をもって任期満了する。ついては、本社員総会終結の時をもって下記の監事1名を選任したい。

記

1. 井上 徹

※参考資料

今年度の役職は下記の通りの予定である。

役職	氏名
代表理事会長	佐藤 宏紀
代表理事副会長	宮城 琉生
代表理事副会長	中尾 匠海
理事	横田 一樹
理事	有川 海凪
理事	奥村 仁翔
理事	河内 太郎
理事	五島 俊輔
理事	須藤 智哉
理事	曾根 旺介
理事	木下 弦
理事	竹下 明雄
理事	中野 真尋
理事	仲山 晴也
理事	蓮沼 理人
監事	井上 徹

報告 事業計画書

(1) 令和8年度事業計画書

令和8年度事業計画

(1) 令和8年度事業計画

※別資料「令和8年度事業計画書」参考

以上